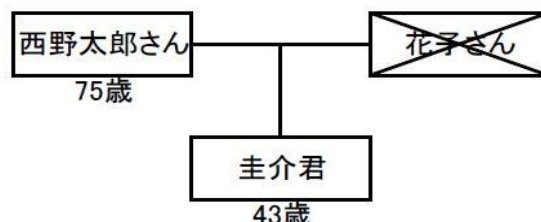


# 教えて！暮らしの法律 vol.1

## 親亡き後、子の生活はどうなる？家族信託のご紹介

### 今回のケース

西野太郎さんは現在75歳。妻の花子さんは既に亡くなっています。子は1人、障害を持った長男の圭介君43歳。太郎さんは、自身が高齢になってきており、自分が死んだ後の長男圭介君の生活について、非常に心配しています。太郎さんには、預貯金や自宅不動産がありますが、将来、長男圭介君がこれらを管理することは難しいと考えています。太郎さんは、どうしたら良いでしょうか。\*事例は全て仮名です。



圭介君の生活費などはどうなるのでしょうか。大丈夫です。太郎さんは、信託契約の中で、自身が亡くなるまでは、この預貯金や自宅不動産の受益者（第1受益者）を太郎さん自身と定めることができます。こうすれば、太郎さんの存命中は、受託者である慎司さんは、預貯金や自宅不動産を太郎さんのために使用しなくてはなりません。そして、太郎さんが亡くなった後の受益者（第2時受益者）を圭介君とします。そうすれば、慎司さんは、太郎さんの死後は、信託財産（預貯金や自宅不動産）を今度は圭介君のために使用する義務を負います。自宅不動産が広すぎるのであれば、売却して金銭に替えることも可能です（売却した金銭は、圭介君のために使用しなくてははいけません）。さらに、もしも圭介君が亡くなってしまった場合には、預貯金や自宅不動産などの信託財産を、誰に帰属させるかを定めることもできます。圭介君の生活を支えてくれた社会福祉法人に全額を寄付することもできますし、受託者である慎司君に帰属するすることも可能です。このように、国庫に帰属することになるのを避けることができるのです。成年後見制度や通常の遺言では実現できないことが実現できる、とても自由度の高い便利な制度なのです！財産の承継を考える時は、ぜひ頭の片隅に入れておいてください！

### 取り得る方法1 成年後見制度

長男圭介君に、重度の知的障害があるような場合には、長男圭介君について成年後見制度を利用することは一つの方法です。これにより、長男圭介君の財産管理権は、成年後見人が持つこととなります。太郎さんが亡くなった場合には、長男圭介君が太郎さんの預貯金や自宅不動産を相続することとなりますが、その処分は、成年後見人が行うこととなります。

ただし、成年後見制度は、重度の知的障害がある場合等、利用できる場合が限られています。また、長男圭介君が亡くなった後は、相続人が誰もいないこととなるため、その財産は国家に帰属してしまいます。

### 取り得る方法2 信託制度

もう一つの優れた方法が、信託制度の利用です。例えば、太郎さんには、慎司くんという30歳の好青年の甥がいるとします。この慎司君に、太郎さんが、自身の預貯金と自宅不動産を委託する（慎司君に受託者になってもらう）のです。この信託契約により、太郎さんの預貯金と自宅不動産の管理権限は、慎司君が持つこととなります。とはいえ、それでは太郎さんや